

Title	「通し矢」のスポーツ的性格に関する一考察
Sub Title	A traditional Japanese sport with modern character: an application of Guttmann's Model to 'Tosiya'
Author	本間, 周子(Honma, Shuko)
Publisher	慶應義塾大学体育研究所
Publication year	1991
Jtitle	体育研究所紀要 (Bulletin of the institute of physical education, Keio university). Vol.31, No.1 (1991. 12) ,p.1- 8
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00135710-00310001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「通し矢」のスポーツ的性格に関する一考察

本 間 周 子*

- I. 研究の目的
- II. 研究の方法
- III. 日本における弓射の発達
- IV. 京都・三十三間堂の「通し矢」
- V. 「通し矢」のスポーツ的性格
- VI. 結 語

I. 研究の目的

日本の封建後期(1600-1867)、江戸時代に京都の三十三間堂で「通し矢」という弓の競技が行われていた。この競技が盛んになるにつれて武士や町人の中で評判になり、後には江戸(浅草のち深川)にも三十三間堂がつくられ「通し矢」の競技が行われるようになった。この「通し矢」は、日本の近代社会以前に、武術である弓射のスポーツ化したものとして大変注目されるものである。このことはすでに武道史・弓道史の分野だけでなく、⁽¹⁾⁽²⁾ 体育史研究の諸分野にお⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾いてもこれまでですでにとり上げられてきたところである。ただし、本格的にスポーツ史研究の対象となったことはほとんどなかったといつてよいと思われる。

本研究の目的は、「通し矢」のスポーツとしての性格を明らかにし、日本のスポーツ史における位置を検討することである。武術から転換してスポーツ化してきた「通し矢」のスポーツ化の程度が測定されると、それがひいては明治時代以後の西洋スポーツの輸入の事実と対比されることによって日本における近代スポーツの展開過程の理解を深めるのに役だつものであろうと期待するものである。

II. 研究の方法

本研究はアレン・グートマン(Allen Guttman)が近代スポーツの性格として指摘した世俗⁽⁶⁾化(Secularism)、平等化(Equality)、専門化(Specialization)、合理化(Rationalization)、官僚

* 慶應義塾大学体育研究所教授

「通し矢」のスポーツ的性格に関する一考察

化 (Bureaucracy), 数量化 (Quantification), 記録化 (Records) という 7 つの要素を分析の枠組みとして用い, 「通し矢」の場合これらの要素がどのように見いだされるかを検討することによって, そのスポーツとしての性格と近代化の限界を明らかにしようとするものである。これと同じ分析の枠組みを用いたものとしては日本の大相撲の近代化を検討した例がある。⁽⁷⁾

III. 日本における弓射の発達

最初に「通し矢」の競技が行われるに至るまでの日本の弓射の発達の経過を簡単に概観しておくこととする。

1) 原始時代 日本における弓矢の出現は現在のところ 9,000 年前に始まる縄文時代早期に遡るものと推定されている。⁽⁸⁾ この弓矢は狩猟のために用いられたのであるが, 金属器が用いられるようになった頃 (300B. C. -100B. C.) からは戦闘にも用いられるようになったと考えられる。弥生時代中期 (100B. C. -100A. C.) の銅鐸には周知のように弓矢を使って狩猟をしている場面が描かれている。歴史的人類が狩猟・採集の時代に移行したことが弓矢の大規模なスポーツ化への契機となったことは人類学の分野で指摘されているところであるが, 日本の場合でも弥生時代になると狩猟・漁労と並んで農耕 (水稻耕作) が始まり, 狩猟より安定した生活が可能になり弓矢がスポーツ化への道をたどる一つの重要な契機になったものと推定される。

2) 古 代 3 世紀後半から 8 世紀には騎射が出現し, 射礼のような宮廷の儀式としての弓射が現れた。この後平安時代 (794A. D. -1192A. D.) においても貴族の遊戯としての普通の弓より短い弓を用いた「小弓」があったが, 射礼の他に賭弓, 射場始, 端午の騎射などが宮廷の年中行事として儀式的な弓射が行われていたことが古代の特徴であった。この時代は遊戯的な弓射が存在するようになったが, 一方儀礼的な意味を持った弓射が多くみられ, それらは同時に競技的な要素も多分にもって行われたものである。

3) 封建前期 (1192-1599) 武士が大いに武術の鍛錬につとめた時代で, 弓射も盛んに行われ, 騎射に笠懸, 流鏑馬, 犬追物があり, 歩射では弓始, 草鹿, 円物, 百手, 奉射などがあった。とくに, この期において注目すべきことは室町時代に至って射術の諸原則が成立し, 小笠原流・日置流など弓射の流派が確立したことである。この期の弓射が武術の鍛錬の意味を担ったことは武家社会の性格からして当然のことであったが, 儀式や神事として行われていることが注目される。⁽⁹⁾

4) 封建後期 (1600-1867) 鉄砲が採用されたこと, 徳川幕府が成立して太平の時代になったことにより, 武術は武士の教養となり, また今までになかったほどスポーツ化した。この時代, 騎射も行われたが「差矢」すなわち「通し矢」にそのスポーツ化の現象が最も顕著に表

「通し矢」のスポーツ的性格に関する一考察

れていたのである。もちろん、江戸時代には室町時代に「七夕七遊」の一つだった揚弓が都市の庶民の遊びとなり、京・江戸の市中に結改場と呼ばれる揚弓場などが出来、弓射が著しく遊戯化したのである。

差矢は、すでに保元の乱（1156年）のおりに蕪坂源太がこれを始め、その後途絶えていたのが文禄年中（1592年—1596年）に今熊野の観音の別当某が武家出身で射を好み、常に八坂の青塚で射ていたが、その帰途三十三間堂で休み、「堂を射る」ことを始めた、ついで慶長十一年（1606年）正月十九日浅岡平兵衛が五十一筋射通した後は差矢の術が大いに流行し、差矢で天下惣一の名を挙げることを目的とする者さえ多く出るようになったとされる。この差矢の由来は、「武用弁略」「本朝軍器考」、「玉露叢」、「塩尻」、「翁草」などの記述によっているとみられるが、⁽¹⁰⁾ともあれ江戸時代この京都・三十三間堂で盛んに行われるようになった差矢、すなわち⁽¹¹⁾「通し矢」は、やがて江戸でも三十三間堂をつくり行われるようになったもので、日本の封建後期、すなわち近代以前に武術のスポーツ化した例として注目されるものである。

IV. 京都・三十三間堂の「通し矢」

「通し矢」は、京都・三十三間堂と江戸・三十三間堂ではその実施の方法に若干の相違もみられるが、全般的には共通な点が多いこと、また京都・三十三間堂に始まったという点を考慮して、ここでは主として京都・三十三間堂で行われた「通し矢」を考察の対象とするものである。

「通し矢」の中では「大矢数」が代表的だが、京都・三十三間堂の「通し矢」にはいろいろな種類のものがあった。いずれも三十三間堂の西外側の広縁（幅9尺）を使い、南端から北端に向けて床と軒（高さ2間半）の間を射通すものであった。

「通し矢」の種類には、次のようなものがあったのである。

- 1) 大矢数 暮れ六つ（午後6時）から翌日の暮れ六つまで一昼夜（24時間）縁側の端から端までを射通した矢数を競うもの。

大矢数で日本一になった者は惣一とか天下一と言われ非常な誉れであった。

- 2) 日矢数 半日間（日中12時間）に射通した矢数を競うもの。
- 3) 千射 矢数を千と定めてその内何本通せるかを競うもの。
- 4) 百射 矢数を百と定めてその内射通した数を競うもの。
- 5) 半堂 少年のために距離を半分に縮めて上の各種の競技を行うもの。

したがって、本堂大矢数、本堂日矢数、本堂千射、本堂百射などに対して、半堂大矢数、半堂日矢数、半堂千射、半堂百射などがあったのである。

「通し矢の」スポーツ的性格に関する一考察

6) 五十間 半堂と同じく距離を五十間と定めて競技を行うもの。したがって、これも五十間大矢数、五十間千射、五十間百射があったわけである。

なお、江戸・三十三間堂では距離を縮めたものとしては、半堂、五十間のほかに六十間、五十五間、四十五間、四十間などの距離が用いられている。⁽¹²⁾

この競技を行うために次のような役割をもった者がいた。⁽¹³⁾これは「通し矢」の競技の運営に当たったものといえる。

1) 堂見 これは審判役であり、日置流系の6派の矢細工、弦細工職人が当たった。射手と同流から一人、他派から二人計3名が手に旒(さしずばた)を採り、通し矢の成否を見定めて旒を振る。

2) 検見 6名の堂見の責任において記帳された通矢帳を確認し、判印を押して証明する役である。

この他にも矢先(矢の落下するところ)の芝に多くの人がいて旒(芝旒という)を振り、声をあげ、また射前にも7、8名の者が居て矢を射るごとに旒をあげ発声する(送声・送旒)。

今村嘉雄氏は京都・三十三間堂の大矢数を分析して、その最盛期は慶長十一年から寛永十年頃までの約30年間であり、これについては万治元年から延宝三年頃までの20年足らずで、全堂(本堂)大矢数著しく衰退した享保年間に日矢数が出現したことなどを指摘している。そしてまた、全体としては大矢数が中心をなしていたとみている。⁽¹⁴⁾

大矢数の日本一になったものは惣一とか天下一といわれ非常な誉れであり、主君から加増された武士もあったが、大矢数の最高記録では寛文九(1669)年星野勘左衛門(尾州藩士)が10,542射中8,000本通したのをさらに破ったのが、貞享三(1686)年和佐大八郎(紀州藩士)が打ちたてた13,053射中8,133本射通した大記録がある。この両者の記録を記念して奉納された額は現在も京都・三十三間堂の南端の内側廊下の壁面に掲げられている。

V. 「通し矢」のスポーツ的性格

以上の予備的考察に基づいて、この「通し矢」の競技がスポーツとしてどのような性格を備えたものであったのかを検討する。この際、さきくにⅡ.において述べたように、アレン・グートマン(Allenn Guttmann)の近代スポーツの7つの要素、すなわち世俗化、平等化、専門化、合理化、官僚化、数量化、記録化を分析の枠組みとして用いることにする。

(1) 世俗化

「通し矢」は京都三十三間堂、すなわち蓮華王院という寺院で行われたものであったが、それは格別にこの寺院の宗教的儀礼という意味をもってこの競技が行われたというものではな

「通し矢」のスポーツ的性格に関する一考察

い。そこでは、あくまでも射手が新記録を樹立するか否かに関心が集まっていたのであって、そうした意味では「通し矢」は世俗的なものであったと考えられる。三十三間堂の西側の長い縁側とその上の軒とがつくる空間、これが差矢の腕試しに格好の場所を提供したものとみられよう。

(2) 平等化

競技への参加が実質的に武士階級に限られていて、誰でもが「通し矢」に参加できたわけではないという点において、この「通し矢」の競技は平等化されていたとは言えない。この時代基本的には士農工商の身分制がとられており、武力は武士階級の独占するところであったので、武器の所持はもちろんのこと武術の訓練も極僅かな例外を除けば武士階級に限られていたと言える。また、この競技が男性に限られていたことはいうまでもない。

さらに、武士階級においてもこの競技を行うのには実際かなりの経費を要するものであり、尾張藩や紀州藩のような大藩の武士でないと実質的に参加が困難であった。こうして、「通し矢」ができるものはごく限られたものとならざるを得なかったのである。

ただし、競争条件の平等化という点でつけ加えるならば、競技に参加した武士が武士の間の身分によって差別されるようなことはなかったし、また少年には半堂のような形式も用意され参加しやすくしていたことは注目されてよい。

(3) 専門化

「通し矢」には各藩のとくに優れた弓術に秀でた武士が出場した。「通し矢」にはこの意味の専門化が認められる。審判役、検査役、それに合図役があって、それぞれ競技運営の役割分担をしており、この点でも専門化していたと言える。

(4) 合理化

競技の種類に、大矢数、日矢数、千射、百射、そして半堂、五十間などがあり、それぞれ通した矢数を競うようになっていた点では競技の形式がよく整っていたと言える。また、同流の者に有利に凶ることを避けるために射手と同流の同見は一の旒を振らないという競技の公平を期するための決まりのあったことは注目される。

しかし、一人が24時間とか12時間に射通した矢数を別の機会に他人が樹立した記録と非同時に競争するものであったので、多数の射手が同時に競技するという形式ではなかった。その点では効率が良くなかったと言える。従って、実際大矢数から日矢数へ、また千射、百射などの出現というように、より合理的な競技へと向かったことも当然のことと理解されよう。

(5) 官僚化

競技を管理運営する組織としての競技団体のようなものはまだ成立していない。しかし、審判役が日置系の六派の職人から出たことをみると、これは比較的よく連絡のとれている人たち

「通し矢」のスポーツ的性格に関する一考察

だったのではないかと考えられる。審判役、検査役、合図役、射手に矢を渡す役など種々の役割分担がなされていたことからすれば、全体として一つの組織的動きが行われており、それぞれが役割に忠実に働いており、こうした意味では「通し矢」という競技は官僚化に向かっていたといえよう。

(6) 数量化

三十三間堂の西側の縁側とその上の軒の間の空間を南端から北端まで射通した矢数を競うという点では数量化ということが明瞭になっていた。そして、千射とか百射と射る本数を定めて通した矢数を競うことによって射技の優劣を比較するということになる、これは数量化の一層進んだ形態のものが現れたと見ることができる。こうなると前の記録、他者の記録との比較が客観的、そして公平に出来るようになるからである。

大矢数という24時間に最高何本通したかを競うということ自体数量化への関心が極めて強かったことがうかがわれるのだが、その数量化への関心が次第に合理的なものになってきたことが注目される。

(7) 記録化

以前の最高記録を破り新たな記録を打ち立てることを目的としたので、「通し矢」はまさに記録主義そのものであったと言ってよい。その記録への挑戦は人間の体力のぎりぎりの限界に迫るものであった。このため、貞享三年(1686年)の和佐大八郎の13,053射中8,133本通した大記録以後京都・三十三間堂における大矢数(本堂)の射越記録はでなかったのである。その後は、大矢数の場合は半堂や五十間の記録となり、千射や百射は本堂でも行われてきた。より合理的な形での数量化ということとあいまって、この記録の追求が行われようとしたのである。しかし、これも射越者ということになると記録の限界にぶつからざるを得ないという困難があったのである。

以上において、これまで考察してきたところをアレン・グートマンのスポーツの性格の分析表と対照して一つの表にまとめると次のように示すことができる。ただし、ここでは「通し矢」に関する○×のみが筆者の判断であって、この左側の原始時代から近代までについてはグートマンのものである。

VI. 結 語

さて、以上において考察したことに基づいて、「通し矢」をそれ以前の時代の弓射と比較して、その性格を明らかにしよう。

そうした場合、まず封建前期における騎射の流鏑馬や笠懸は神事として行われることが多か

「通し矢」のスポーツ的性格に関する一考察

「通し矢」のスポーツとしての性格

	原 始	ギリシャ	ローマ	中 世	近 代	通し矢
世 俗 化	○×	○×	○×	○×	○	○
平 等 化	×	○×	○×	×	○	○×
専 門 化	×	○	○	×	○	○
合 理 化	×	○	○	×	○	○×
官 僚 化	×	○×	○×	×	○	○×
数 量 化	×	×	○×	×	○	○
記 録 化	×	×	×	×	○	○

(・はあり, ×はなしを示す)

ったという事実を想起しなければならない。また犬追物も儀式化されたものであった。歩射の奉射、百手も神事として行われ、弓始、草鹿なども儀式として行われたものである。こうした封建前期の弓射の性格と比較してみると、「通し矢」は世俗化、専門化、数量化、記録化などの点においてはほとんど近代スポーツと変わらないものとなっていたと言ってよい。それでも官僚化、合理化にかかわる効率化、および参加の平等化という点において限界があったため、それはまだ近代スポーツとしての性格を十分備えるに至っていなかったと判断できよう。

官僚化に関する競技を管理運営する組織の成立の問題では、やはり幕藩体制下の藩の壁というものが存在したことを指摘しなければならない。合理化に関していえば、この「通し矢」という競技は効率的ではなかった点があったことも、やはり封建後期の社会的分業や労働の形態ということとも関連していたと考えられよう。平等化という点はやはり封建後期社会の士農工商という身分制社会、そして武士階級の中での上下の身分較差とそれに基づく職能というような制度にこれが不徹底であった原因を求めることが出来よう。

こうした限界を有した「通し矢」が日本の近代社会に継承されることなく、消滅してしまい、結局、弓術は身分制を廃した近代社会に移ってから時をおいて弓道として復活・再生することになるが、それは大日本武徳会(1895年設立)という組織を基盤として、競技形式もはるかに効率化されたものとなったのである。

(付記) 本研究は1991年5月—6月スペイン・ラスパルマスで開催された国際体育・スポーツ史学会で報告したものに加筆・修正を施したものである。

「通し矢」のスポーツ的性格に関する一考察

注および引用文献

- (1) 斉藤直芳 日本弓道史 宇野要三郎監修 現代弓道講座 第1巻 総論編 雄山閣 1970年 所収 141—145頁
- (2) 石岡久夫 弓道史 今村嘉雄他編 日本武道大系第十巻 武道の歴史 所収, 同朋舎 1982年 169—179頁
- (3) 渡辺融・水野忠文・木下秀明・木村吉次共著 体育史概説-西洋・日本 杏林書院 1967年 228—229頁
- (4) 今村嘉雄 十九世紀における日本体育の研究 不昧堂 1967年 218—250頁
- (5) 同 日本体育史 不昧堂 1970年 169—181頁
- (6) Allen Guttmann; From Ritual to Record—The Nature of Modern Sports. Columbia University Press, 1978, pp. 15-55. ついでながら, アレン・グートマン自身本書において京都・三十三間堂の通し矢についてふれている。ただしそれはスポーツの記録主義の一つの限界を指摘する例として挙げられたものである。
- (7) Lee Thompson 大相撲の近代化スポーツ史学会第1回大会発表抄録集所収スポーツ史学会 1987年 30—31頁
- (8) 芹沢長介 石器時代の日本 築地書房 1965年 155頁なお, 芹沢氏は, 「無土器時代の日本においても, あるいは弓矢があったかもしれない」(同書 155—156頁)と述べていることからして, この時期はさらに遡ることも十分考えられる。
- (9) 斉藤直芳 日本弓道史 前出 91—120頁
- (10) 同 119頁
- (11) 神宮司庁 古事類苑 武技部(復刻版) 吉川弘文館 1969年 149—158頁
- (12) 石岡久夫 弓道史 前出 176—178頁
- (13) 神宮司庁 古事類苑 武技部 前出 149—150頁
- (14) 今村嘉雄 十九世紀における日本体育の研究 前出 225—226頁